

開発道路の帰属基準

1. 趣 旨

開発道路の帰属基準を以下のとおり定める。

2. 帰属基準

開発道路の帰属については、『沼津市開発許可指導技術基準』を満たした上で、原則として令和6年4月1日施行『市道の路線認定、変更又は廃止に関する基準』の規定を準用する。

3. その他

開発申請者は、事前に道路管理課と協議すること。

付 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

この基準は、令和6年 4月1日から施行する。